

- 三 第三条の登録を受けた者（以下「揮発油販売業者」という。）であつて法人であるものが第三条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその揮発油販売業者の業務を行う役員であつた者でその处分のあつた日から二年を経過しないもの
- 四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの
- 五 挥発油販売業を適確に遂行するに足りる能力を有しない者
- 六 経済産業大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。
- （揮発油販売業者の承継）
- 第七条 挥発油販売業者がその事業の全部を譲り渡し、又は揮発油販売業者について相続、合併しあるときは分割（その事業の全部を承継せるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が前条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当するときは、この限りでない。
- 二 前項の規定により揮発油販売業者の地位を承継した者は、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- （揮発油販売業者の変更登録等）
- 第八条 挥発油販売業者は、第四条第一項第二号に掲げる事項又は同項第二号に掲げる事項について変更をしようとするときは、経済産業大臣の変更登録を受けなければならない。
- 二 第四条第二項、第五条及び第六条の規定は、前項の変更登録に準用する。
- 三 挥発油販売業者は、第四条第一項第一号に掲げる事項又は同項第二号に掲げる給油設備の規模に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、経済産業大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。
- （揮発油販売業者の廃止の届出）
- 第九条 挥発油販売業者は、揮発油販売業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- （揮発油販売業者の登録の失効）
- 第十条 挥発油販売業者がその揮発油販売業を廃止したときは、その者に係る第三条の登録は、その效力を失う。（揮発油販売業者の登録の取消し等）
- 第十一條 経済産業大臣は、揮発油販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。
- 一 第六条第一項第一号、第三号又は第四号の規定に該当することとなつたとき。
- 二 第八条第一項の変更登録を受けなかつたとき。
- 三 次項の規定による命令に違反したとき。
- 四 不正の手段により第三条の登録は第八条第一項の変更登録を受けたとき。
- 二 経済産業大臣は、揮発油販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内の期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 一 第八条第一項の変更登録を受けなかつたとき。
- 二 第十三条、第十四条第一項又は第十六条の規定に違反したとき。
- 三 第十八条第三項の規定による指示に従わなかつたとき。
- 四 経済産業大臣は、前二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

三 第三条の登録を受けた者（以下「揮発油販売業者」という。）であつて法人であるものが第三条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその揮発油販売業者の業務を行う役員であつた者でその处分のあつた日から二年を経過しないもの

四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

五 挥発油販売業を適確に遂行するに足りる能力を有しない者

六 経済産業大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（揮発油販売業者の登録の消除）

第十二条 経済産業大臣は、揮発油販売業者の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

第二節 挥発油特定加工業者の登録

- （揮発油特定加工業者の登録）
- 第十二条の二 挥発油特定加工業を行おうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならぬ。

第三節 挥発油特定加工業者の登録の申請

- （揮発油特定加工業者の登録）
- 第十二条の三 前条の登録を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 特定加工する場所の所在地
- 三 特定加工する石油製品及び当該石油製品に混和しようとする混和対象物の種類
- 四 特定加工するための設備の構造
- 五 法人にあつては、その業務を行う役員の氏名
- 二 前項の申請書には、特定加工する場所ごとの事業の開始の日その他の経済産業省令で定める事項を記載した事業計画書及び経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。
- （揮発油特定加工業者の登録及びその通知）
- 第十二条の四 経済産業大臣は、第十二条の二の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を揮発油特定加工業者登録簿に登録しなければならない。
- 二 経済産業大臣は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。
- （揮発油特定加工業者の登録の拒否等）
- 第十二条の五 経済産業大臣は、第十二条の二第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、当該申請書に記載された同項第四号に掲げる事項が特定加工を適切かつ確実に実施するに足りるものとして経済産業省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は当該申請書若しくは同条第二項の事業計画書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
- 一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第十二条の七第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 第十二条の二の登録を受けた者（以下「揮発油特定加工業者」という。）であつて法人であるものが第十二条の七第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその揮発油特定加工業者の業務を行う役員であつた者でその处分のあつた日から二年を経過しないもの
- 四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの
- 五 経済産業大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。
- （揮発油特定加工業者の変更登録等）
- 第十二条の六 挥発油特定加工業者は、第十二条の三第一項第二号から第五号までに掲げる事項について変更をしようとするときは、経済産業大臣の変更登録を受けなければならない。
- 二 第十二条の三第二項及び前二条の規定は、前項の変更登録に準用する。
- 三 挥発油特定加工業者は、第十二条の三第一項第二号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、経済産業大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(揮発油特定加工業者の登録の取消し等)

第十二条の七 経済産業大臣は、揮発油特定加工業者が次の各号のいずれかに該当するときは、そ

の登録を取り消すことができる。

一 特定加工するための設備が第十二条の五第一項の経済産業省令で定める基準に適合しなくな

ったとき。

二 第十二条の五第一項第一号、第三号又は第四号の規定に該当することとなつたとき。

三 前条第一項の変更登録を受けなかつたとき。

四 次項の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の二の登録又は前条第一項の変更登録を受けたとき。

六 経済産業大臣は、揮発油特定加工業者が次の各号のいずれかに該当するときは、そ

の登録を受けたときに該当するときは、六月以内の期

間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 前条第一項の変更登録を受けず、又は同条第三項の規定による届出をしなかつたとき。

二 第十七条の四の二第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、そ

の旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

(準用)

2 経済産業大臣は、前条第一項の変更登録を受けたときは、遅滞なく、その理由を示して、そ

の旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

三 前条第一項の変更登録を受けた者は、前条第一項第一号から第四号までとあるのは「第十二条

の五第一項各号」と、第十条中「第三条」とあるのは「第十二条の二」と読み替えるものとす

る。

第三節 軽油特定加工業者の登録

第十二条の八 第七条、第九条、第十条及び第十二条の規定は、揮発油特定加工業者に準用する。

この場合において、第七条第一項中「前条第一項第一号から第四号まで」とあるのは「第十二条

の五第一項各号」と、第十条中「第三条」とあるのは「第十二条の二」と読み替えるものとす

る。

第十二条の九 軽油特定加工業者に準用する。

この場合において、第七条第一項中「前条第一項第一号から第四号まで」とあるのは「第十二条

の五第一項各号」と、第十条中「第三条」とあるのは「第十二条の二」と読み替えるものとす

る。

（軽油特定加工業者の登録の申請）

第十二条の十 前条の登録を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の事項

を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特定加工する場所の所在地

三 特定加工する石油製品及び当該石油製品に混和しようとする混和対象物の種類

四 特定加工するための設備の構造

五 法人においては、その業務を行う役員の氏名

2 前項の申請書には、特定加工する場所ごとの事業の開始の日その他の経済産業省令で定める事

項を記載した事業計画書及び経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(軽油特定加工業者の登録及びその通知)

第十二条の十一 経済産業大臣は、第十二条の九の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定

により登録を拒否する場合を除き、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番

号を軽油特定加工業者登録簿に登録しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しな

(軽油特定加工業者の登録の拒否等)

第十二条の十二 経済産業大臣は、第十二条の十第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれ

かに該当するとき、当該申請書に記載された同項第四号に掲げる事項が特定加工を適切かつ確実

に実施するに足りるものとして経済産業省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は

当該申請書若しくは同条第二項の事業計画書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若

しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

一の法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十二条の十四第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 第十二条の九の登録を受けた者（以下「軽油特定加工業者」という。）であつて法人である

ものが第十二条の十四第一項の規定により登録を取り消された場合において、その处分があつた日前三十日以内にその軽油特定加工業者のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

から二年を経過しないもの

四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

の旨を申請者に通知しなければならない。

（軽油特定加工業者の変更登録等）

第十二条の十三 軽油特定加工業者は、第十二条の十第一項第二号から第五号までに掲げる事項に

ついて変更をしようとするときは、経済産業大臣の変更登録を受けなければならない。

2 第十二条の十第二項及び前二条の規定は、前項の変更登録に準用する。

3 軽油特定加工業者は、第十二条の十第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞な

く、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、経済産業大

臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

（軽油特定加工業者の登録の取消し等）

第十二条の十四 経済産業大臣は、軽油特定加工業者が次の各号のいずれかに該当するときは、そ

の登録を取り消すことができる。

一 特定加工するための設備が第十二条の十二第二項の経済産業省令で定める基準に適合しな

くなつたとき。

二 第十二条の十二第一項第一号、第三号又は第四号の規定による処分をしたときは、遅滞なく、そ

の理由を示して、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

三 前条第一項の変更登録を受けなかつたとき。

四 次項の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の九の登録又は前条第一項の変更登録を受けたとき。

2 経済産業大臣は、軽油特定加工業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内の期

間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 前条第一項の変更登録を受けず、又は同条第三項の規定による届出をしなかつたとき。

二 第十七条の八第四項において準用する第十七条の四の二第一項の規定による届出をしなかつたとき。

3 経済産業大臣は、前二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、そ

の旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

（準用）

第十二条の十五 第七条、第九条、第十条及び第十二条の規定は、軽油特定加工業者に準用する。

この場合において、第七条第一項中「前条第一項第一号から第四号まで」とあるのは「第十二条

の十二第一項各号」と、第十条中「第三条」とあるのは「第十二条の九」と読み替えるものとす

る。

第三章 品質の確保

第一節 挥発油の品質の確保

(規格に適合しない揮発油の販売の禁止)

第十三条 挥発油販売業者は、揮発油の規格として経済産業省令で定めるもの（以下「揮発油規格」という。）に適合しない物を、自動車の燃料用の揮発油（揮発油と同じ用途に用いることができる石油製品であつて経済産業省令で定めるものを含む。）として消費者に販売してはならない。

(品質管理者)

第十四条 挥発油販売業者は、給油所ごとに、経済産業省令で定める資格を有する者のうちから品

質管理者を選任し、次条第一項に規定する品質管理者の職務を行わせなければならない。

2 振発油販売業者は、前項の規定により品質管理者を選任したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。	特定加工業者に該当する場合において、前条第一項又は次条第一項の規定により確認を行う揮発油については、この限りでない。
第十五条 品質管理者は、揮発油の品質の確保に関する次条の規定による揮発油の分析その他の経済産業省令で定める職務を行う。	3 振発油輸入業者は、自動車の燃料として販売又は消費するために揮発油を輸入したときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、当該揮発油の品質、数量その他の経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。
2 品質管理者は、誠実にその職務を行わなければならない。	4 振発油輸入業者は、自動車の燃料として販売又は消費するために揮発油を輸入したときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、当該揮発油の品質、数量その他の経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。
3 振発油販売業に従事する者は、品質管理者がその職務に關し、この法律又はこの法律に基づく命令の実施を確保するために対する指示に従わなければならない。	5 前項の規定は、揮発油輸入業者が自動車の燃料以外のものとして販売又は消費するために揮発油を輸入した場合において、輸入後に当該揮発油を自動車の燃料として販売又は消費しようとするときに準用する。この場合において、同項中「遅滞なく」とあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。
第十六条 振発油販売業者は、経済産業省令で定める技術上の基準に適合する分析設備を使用して揮発油の分析をさせなければならない。 (揮発油の分析の委託)	6 前二項の規定による届出をした者は、届出に係る事項を変更しようとするときは、当該揮発油を販売又は消費する時までに、経済産業省令で定めるところにより、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
第十六条の二 振発油販売業者は、経済産業大臣の登録を受けた者に対し、給油所ごとに、前条の揮発油の分析を委託することができる。	
2 振発油販売業者は、前項の規定により経済産業大臣の登録を受けた者に揮発油の分析を委託したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。委託に係る契約が効力を失つたときも、同様とする。	
3 前条の規定は、揮発油販売業者が第一項の規定により経済産業大臣の登録を受けた者に揮発油の分析を委託しているときは、その委託に係る揮発油については、適用しない。	
第十七条 振発油販売業者は、給油所の見やすい場所に、経済産業省令で定める事項を表示しなければならない。	
2 振発油販売業者に対する指示	
3 前条の規定は、揮発油販売業者が第十三条の規定に違反した場合において、揮発油の消費者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、当該揮発油販売業者に対し、その販売に係る揮発油の品質の確保に関し必要な措置をとるべきことを指示することができる。	
2 経済産業大臣は、前項の規定による指示をした場合において、その指示を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。	
(揮発油生産者の義務)	
第十七条の三 原油又は石油製品を精製して揮発油を生産する事業を行う者（以下「揮発油生産業者」という。）は、原油又は石油製品を精製して生産した揮発油を自動車の燃料として販売しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該揮発油が揮発油規格に適合することを確認しなければならない。ただし、揮発油生産業者が揮発油特定加工業者に該当する場合において、第十七条の四の二第一項の規定により確認を行う揮発油については、この限りでない。	
2 挥発油生産業者は、経済産業大臣の登録を受けた者に揮発油の分析を委託することができる。	
（揮発油輸入業者の義務）	
第十七条の四 振発油の輸入の事業を行う者（以下「揮発油輸入業者」という。）は、輸入した揮発油を自動車の燃料として販売又は消費しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該揮発油が揮発油規格に適合することを確認しなければならない。	
2 振発油輸入業者は、自動車の燃料として販売又は消費するために揮発油を輸入したときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、当該揮発油の品質、数量その他の経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。	
3 振発油輸入業者は、第三項の規定による指示を受けた者が、前項の規定によりその指示に従わなければならぬ。ただし、揮発油以外の石油製品を輸入する事業を行う者が揮発油生産業者又は揮発油輸入業者ではない。ただし、揮発油以外の石油製品を輸入する事業を行う者が揮発油生産業者又は揮発油輸入業者ではない。	
2 振発油以外の石油製品を輸入する事業を行う者は、輸入した石油製品（揮発油以外のものに限る。）を加工して揮発油を生産し、これを自動車の燃料として販売又は消費しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該揮発油が揮発油規格に適合することを確認しなければならない。ただし、揮発油輸入業者が揮発油生産業者又は揮発油特定加工業者に該当する場合において、前条第一項又は次条第一項の規定により確認を行う揮発油については、この限りでない。	
（揮発油輸入業者等の義務）	
第十七条の四の二 振発油の輸入の事業を行う者（以下「揮発油輸入業者」という。）は、輸入した揮発油を自動車の燃料として販売又は消費しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該揮発油が揮発油規格に適合することを確認しなければならない。	
2 振発油輸入業者は、自動車の燃料として販売又は消費するために揮発油を輸入したときは、遅滞なく、絏済産業省令で定めるところにより、当該揮発油の品質、数量その他の絏済産業省令で定める事項を絏済産業大臣に届け出なければならない。	
3 振発油輸入業者は、第三項の規定による指示を受けた者が、前項の規定によりその指示に従わなければならぬ。ただし、揮発油以外の石油製品を輸入する事業を行う者が揮発油生産業者又は揮発油輸入業者ではない。	
2 振発油以外の石油製品を輸入する事業を行う者は、輸入した石油製品（揮発油以外のものに限る。）を加工して揮発油を生産し、これを自動車の燃料として販売又は消費しようとするときは、絏済産業省令で定めるところにより、当該揮発油が揮発油規格に適合することを確認しなければならない。ただし、揮発油輸入業者が揮発油生産業者又は揮発油特定加工業者に該当する場合において、前条第一項又は次条第一項の規定により確認を行う揮発油については、この限りでない。	
（揮発油の分析）	
第十七条の五 振発油特定加工業者は、揮発油輸入業者、揮発油特定加工業者等に対する指示	
2 振発油特定加工業者は、経済産業大臣の登録を受けた者に揮発油の分析を委託することができる。	
（揮発油生産業者、揮発油輸入業者、揮発油特定加工業者等に対する指示）	
第十七条の四の二 振発油特定加工業者は、特定加工して生産した揮発油を自動車の燃料として販売又は消費しようとするときは、絏済産業省令で定めるところにより、当該揮発油が揮発油規格に適合することを確認しなければならない。	
2 振発油特定加工業者は、絏済産業大臣の登録を受けた者に揮発油の分析を委託することができる。	
（揮発油の表示）	
第十七条の六 振発油販売業者は、標準的な品質の自動車の燃料用の揮発油の基準として絏済産業省令で定めるもの（以下「標準揮発油の基準」という。）に適合することを確認した揮発油を販売するときは、絏済産業省令で定めるところにより、当該揮発油を販売する施設又は設備に、当該揮発油が標準揮発油の基準に適合することを示す表示を掲示することができる。	
2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、同項の規定による表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。	
3 絏済産業大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、その者に対し、表示の除去、表示方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。	
4 絏済産業大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、前項の規定によりその指示に従わなければならぬ。ただし、絏済産業大臣は、第三項の規定による指示を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。	
5 絏済産業大臣は、第三項の規定による指示を受けた者が、前項の規定によりその指示に従わなかつた旨が公表された後において、なお、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつた場合において、当該指示を受けた者が第二項に違反する行為を引き続きするおそれがあると認めるとときは、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。	
（第二節 軽油の品質の確保）	
（規格に適合しない軽油の販売の禁止等）	
第十七条の七 軽油販売業者は、軽油の規格として絏済産業省令で定めるもの（以下「軽油規格」という。）に適合しない物を、自動車の燃料用の軽油（軽油と同じ用途に用いることができる石油製品であつて絏済産業省令で定めるものを含む。）として消費者に販売してはならない。	

2 第二項 第二項の規定は、第一項において準用する。この場合において、第十七条の二及び前条の規定は、軽油販売業者に準用する。

第一項中「第十三条」とあるのは、「第十七条の七第一項」と、前条第一項中「揮発油の基準」として経済産業省令で定めるもの（以下「標準揮発油の基準」という。）とあるのは、「軽油の基準」として経済産業省令で定めるもの（以下「標準軽油の基準」という。）と読み替えるものとする。

（軽油生産業者、軽油輸入業者、軽油特定加工業者等の義務）

第十七条の八 第十七条の三の規定は、原油又は石油製品を精製して軽油を生産する事業を行う者（以下「軽油輸入業者」という。）に準用する。この場合において、同条第一項中「揮発油規格」とあるのは、「軽油規格」と、「揮発油特定加工業者」とあるのは、「軽油特定加工業者」と読み替えるものとする。

第二項 第二項の四第一項及び第三項から第六項までの規定は、軽油の輸入の事業を行う者（以下「軽油輸入業者」という。）に準用する。この場合において、同条第一項中「揮発油規格」とあるのは、「軽油規格」と、「揮発油特定加工業者」とあるのは、「軽油特定加工業者」と読み替えるものとする。

第三項 第十七条の四第一項及び第三項の規定は、軽油以外の石油製品を輸入する事業を行う者（以下「軽油特定加工業者」とあるのは、「軽油特定加工業者」と読み替えるものとする。）としてその使用者に販売してはならない。

第四項 第二項及び第三項の規定は、軽油以外の石油製品を輸入する事業を行う者（以下「軽油特定加工業者」とあるのは、「軽油特定加工業者」と読み替えるものとする。）に準用する。この場合において、同条第一項中「揮発油規格」とあるのは、「軽油規格」と、「揮発油特定加工業者」とあるのは、「軽油特定加工業者」と読み替えるものとする。

第五項 第二項及び第三項の規定は、軽油以外の石油製品を輸入する事業を行う者（以下「軽油特定加工業者」とあるのは、「軽油特定加工業者」と読み替えるものとする。）としてその使用者に販売してはならない。

第六項 第二項及び第三項の規定は、軽油以外の石油製品を輸入する事業を行う者（以下「軽油特定加工業者」とあるのは、「軽油特定加工業者」と読み替えるものとする。）に準用する。この場合において、同条第一項中「揮発油規格」とあるのは、「軽油規格」と、「揮発油特定加工業者」とあるのは、「軽油特定加工業者」と読み替えるものとする。

第七項 第二項及び第三項の規定は、軽油以外の石油製品を輸入する事業を行う者（以下「軽油特定加工業者」とあるのは、「軽油特定加工業者」と読み替えるものとする。）としてその使用者に販売してはならない。

第八項 第二項及び第三項の規定は、軽油以外の石油製品を輸入する事業を行う者（以下「軽油特定加工業者」とあるのは、「軽油特定加工業者」と読み替えるものとする。）に準用する。この場合において、同条第一項中「揮発油規格」とあるのは、「軽油規格」と、「揮発油特定加工業者」とあるのは、「軽油特定加工業者」と読み替えるものとする。

（規格に適合しない灯油の販売の禁止等）

第十九条の九 灯油販売業者は、灯油の規格として経済産業省令で定めるもの（以下「灯油規格」という。）に適合しない物を、屋内燃焼燃料用の灯油（灯油と同じ用途に用いることができる石油製品であつて経済産業省令で定めるものを含む。）として消費者に販売してはならない。

第二十条 第十七条の二及び第十七条の六の規定は、灯油販売業者に準用する。この場合において、第十七条の二第一項中「第十三条」とあるのは、「第十七条の九第一項」と、第十七条の六第一項中「自動車の燃料用の揮発油の基準」として経済産業省令で定めるもの（以下「標準揮発油の基準」という。）とあるのは、「屋内燃焼燃料用の灯油の基準」として経済産業省令で定めるもの（以下「標準灯油の基準」という。）と読み替えるものとする。

（灯油生産業者、灯油輸入業者等の義務）

第二十一条 第十七条の三（第一項ただし書を除く。）の規定は、原油又は石油製品を精製して重油を生産する事業を行う者（以下「重油生産業者」という。）に準用する。この場合において、同条第一項中「自動車」とあるのは、「船舶等」と、「消費しよう」とあるのは、「使用しよう」と、「揮発油規格」とあるのは、「重油規格」と読み替えるものとする。

第二十二条 第十七条の四第一項及び第三項から第六項までの規定は、重油の輸入の事業を行う者（以下「重油輸入業者」という。）に準用する。この場合において、同条第一項中「自動車」とあるのは、「船舶等」と、「消費しよう」とあるのは、「使用しよう」と、「揮發油規格」とあるのは、「重油規格」と、「揮發油生産業者又は揮發油特定加工業者」とあるのは、「重油生産業者」と、「前条第一項又は次条第一項」とあるのは、「第十七条の十二第一項において準用する前条第一項」と、同条第四項中「自動車」とあるのは、「船舶等」と、「消費する」とあるのは、「使用する」と、同条第五項中「自動車」とあるのは、「船舶等」と、「消費する」とあるのは、「使用する」と、「消費しよう」とあるのは、「使用しよう」と、「揮發油規格」とあるのは、「重油規格」と、「揮發油生産業者又は揮發油特定加工業者」とあるのは、「重油生産業者」と、「前条第一項又は次条第一項」とあるのは、「第十七条の十二第一項において準用する前条第一項」と読み替えるものとする。

第二十三条 第二項及び第三項までの規定は、灯油の輸入の事業を行う者（以下「灯油輸入業者」という。）に準用する。この場合において、同条第一項中「自動車の燃料」とあるのは、「屋内燃焼燃料」と、「揮發油規格」とあるのは、「灯油規格」と、「揮發油生産業者又は揮發油特定加工業者」とあるのは、「灯油生産業者」と、「前条第一項又は次条第一項」とあるのは、「第十七条の十第一項において準用する前条第一項」とあるのは、「屋内燃焼燃料」と読み替えるものとする。

第二十四条 第二項及び第三項の規定は、灯油以外の石油製品を輸入する事業を行う者に準用する。この場合において、同条第二項中「揮發油以外」とあるのは、「灯油以外」と、「自動車の燃料」とあるのは、「屋内燃焼燃料」と、「揮發油規格」とあるのは、「灯油規格」と、「揮發油生産業者又は揮發油特定加工業者」とあるのは、「灯油生産業者」と、「前条第一項又は次条第一項」とあるのは、「第十七条の十第一項において準用する前条第一項」と読み替えるものとする。

4 第二項 第二項の規定は、第一項において準用する第十七条の三第一項、第二項において準用する第十七条の四第一項又は前項において準用する同条第二項の規定により確認を行うべき者に準用する。

第四節 重油の品質の確保

（規格に適合しない重油の販売の禁止等）

第二十五条 重油販売業者は、重油の規格として経済産業省令で定めるもの（以下「重油規格」という。）に適合しない物を、船舶等（船舶及び海底掘削等施設をいう。以下同じ。）の燃料で定める事項を記載した書面を交付し、かつ、当該重油についての試料を提出しなければならない。この場合において、当該重油販売業者は、経済産業省令で定めるところにより、当該書面の写し（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）をいう。以下この項及び第十七条の十九において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。第二十七条第六号において同じ。）を保存しなければならない。

第二十六条 重油販売業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該重油の使用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用して、当該重油販売業者は、当該書面を交付したものにより提供することができる。この場合において、当該重油販売業者は、当該書面を交付したものとみなす。

第二十七条 第二項の規定は、重油販売業者に準用する。この場合において、同条第一項中「第十三条」とあるのは、「第十七条の十一第一項」と、「消費者」とあるのは、「使用者」と読み替えるものとする。

（重油生産業者、重油輸入業者等の義務）

第二十八条 第十七条の三（第一項ただし書を除く。）の規定は、原油又は石油製品を精製して重油を生産する事業を行う者（以下「重油生産業者」という。）に準用する。この場合において、同条第一項中「自動車」とあるのは、「船舶等」と、「消費しよう」とあるのは、「使用しよう」と、「揮發油規格」とあるのは、「重油規格」と読み替えるものとする。

第二十九条 第十七条の四第一項及び第三項から第六項までの規定は、重油の輸入の事業を行う者（以下「重油輸入業者」という。）に準用する。この場合において、同条第一項中「自動車」とあるのは、「船舶等」と、「消費しよう」とあるのは、「使用しよう」と、「揮發油規格」とあるのは、「重油規格」と、「揮發油生産業者又は揮發油特定加工業者」とあるのは、「重油生産業者」と、「前条第一項又は次条第一項」とあるのは、「第十七条の十二第一項において準用する前条第一項」と、同条第四項中「自動車」とあるのは、「船舶等」と、「消費する」とあるのは、「使用する」と、「消費しよう」とあるのは、「使用しよう」と、「揮發油規格」とあるのは、「重油規格」と、「揮發油生産業者又は揮發油特定加工業者」とあるのは、「重油生産業者」と、「前条第一項又は次条第一項」とあるのは、「第十七条の十二第一項において準用する前条第一項」と読み替えるものとする。

第三十条 第二項及び第三項の規定は、重油以外の石油製品を輸入する事業を行う者に準用する。この場合において、同条第二項中「揮發油以外」とあるのは、「重油以外」と、「自動車の燃料」とあるのは、「船舶等」と、「消費しよう」とあるのは、「使用しよう」と、「揮發油規格」とあるのは、「重油規格」と、「揮發油生産業者又は揮發油特定加工業者」とあるのは、「重油生産業者」と、「前条第一項又は次条第一項」とあるのは、「第十七条の十二第一項において準用する前条第一項」と読み替えるものとする。

第三十一条 第二項及び第三項の規定は、第一項において準用する第十七条の三第一項、第二項において準用する第十七条の四第一項又は前項において準用する同条第二項の規定により確認を行うべき者に準用する。

用する。この場合において、第十七条の五第一項中「消費者」とあるのは、「使用者」と読み替えるものとする。

5 重油生産業者、重油輸入業者又は重油以外の石油製品を輸入する事業を行う者（以下「重油生産業者等」という。）は、重油販売業者（当該重油生産業者等の販売した重油を前条第二項の経済産業省令で定める船舶等の燃料として販売する場合に限る。）から当該重油中の硫黄の濃度その他経済産業省令で定める事項を記載した書面の交付を求められたときは、経済産業省令で定めるところにより、当該書面を交付しなければならない。

6 前条第三項の規定は、前項の規定による書面の交付に準用する。この場合において、同条第三項中「重油の使用者」とあるのは、「重油販売業者」と読み替えるものとする。

第三章の二 登録分析機関

（登録分析機関の登録の申請）

第十七条の十三 第十六条の二第一項、第十七条の三第二項（第十七条の八第一項、第十七条の十第二項若しくは第三項、第十七条の十第二項若しくは第三項若しくは前条第二項若しくは第三項において準用する場合を含む。第十七条の十七第一項において同じ。）

、第十七条の四第三項（第十七条の八第二項若しくは第三項、第十七条の十第二項若しくは第三項若しくは前条第二項若しくは第三項において準用する場合を含む。第十七条の十七第一項において同じ。）又は第十七条の四の二第二項（第十七条の八第三項、第十七条の八第四項において準用する場合を含む。第十七条の十七第一項において同じ。）の登録（以下この章において「分析機関の登録」という。）は、揮発油販売業者の委託を受けて行う揮発油の分析の業務又は揮発油生産業者、軽油生産業者、灯油生産業者、重油生産業者、揮発油輸入業者、軽油輸入業者、灯油輸入業者、重油輸入業者、第十七条の四第二項（第十七条の八第三項、第十七条の十第三項若しくは前条第三項において準用する場合を含む。）の規定により確認を行うべき者、揮発油特定加工業者若しくは軽油特定加工業者の委託を受けて行う揮発油、軽油、灯油若しくは重油の分析の業務（以下「分析業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 前項の申請は、別表の上欄に掲げる分析の区分に従い、分析業務を行う事業所ごとにしなければならない。

（欠格条項）

第十七条の十四 次の各号のいずれかに該当する者は、分析機関の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく处分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十七条の二十三の規定により分析機関の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの（登録の基準）

第十七条の十五 経済産業大臣は、第十七条の十三の規定により分析機関の登録を申請した者（以下この項において「分析機関登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その分析機関の登録をしなければならない。この場合において、分析機関の登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一 別表の上欄に掲げる分析の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機械器具を用いて分析業務を行うものであること。

二 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の二第一項の甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者が分析業務を実施するものであること。

三 分析機関登録申請者が、揮発油販売業者、揮発油生産業者、軽油生産業者、灯油生産業者、重油生産業者、揮発油輸入業者、軽油輸入業者、重油輸入業者、第十七条の四第二項（第十七条の八第三項、第十七条の十第三項若しくは第十七条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により確認を行うべき者、揮発油特定加工業者（以下この号において「揮発油販売業者等」と総称する。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 分析機関登録申請者が株式会社である場合にあつては、揮発油販売業者等がその親法人であること。

（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）で

ロ 分析機関登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める揮発油販売業者等の役員又は職員（過去二年間に当該揮発油販売業者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 分析機関登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、揮発油販売業者の役員又は職員（過去二年間に当該揮発油販売業者等の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

分析機関の登録は、分析機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

（登録年月日及び登録番号）

一 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

（分析の区分）

（分析業務を行う事業所）

（登録の更新）

第十七条の十六 分析機関の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

二 前三条の規定は、前項の分析機関の登録の更新に準用する。

（分析の義務）

第十七条の十七 分析機関の登録を受けた者（以下「登録分析機関」という。）は、第十六条の二第一項の規定による揮発油の分析又は第十七条の三第二項、第十七条の四第三項若しくは第十七条の四の二第二項の規定による揮発油、軽油、灯油若しくは重油の分析の業務を行るべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、分析業務を行わなければならぬ。

三 前項の規定は、登録分析機関がその分析業務を行わず、又はその方法が適当でないときは、登録分析機関に対し、その分析業務を行い、又はその方法を改善すべきことを命ずることができる。

（業務規程）

第十七条の十八 登録分析機関は、分析業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、分析業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、分析業務の実施方法、分析業務に関する料金その他の経済産業省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第十七条の十九 登録分析機関は、毎事業年度経過後三ヶ月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録で作成され、又はその作成に代え電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならぬ。

2 揮発油販売業者の他の利害関係人は、登録分析機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録分析機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第十七条の二十 経済産業大臣は、登録分析機関が第十七条の十五第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録分析機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(分析業務の休廃止)

第十七条の二十一 登録分析機関は、分析業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(登録の失効)

第十七条の二十二 登録分析機関が分析業務を廃止したときは、分析機関の登録は、その効力を失う。

(登録の取消し等)

第十七条の二十三 経済産業大臣は、登録分析機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて分析業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十七条の十四第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第十七条の十八第一項、第十七条の十九第一項、第十七条の二十一又は第十九条第五項の規定に違反したとき。

三 第十七条の十七第三項又は第十七条の二十の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により分析機関の登録を受けたとき。

(公示)

第十七条の二十四 経済産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 分析機関の登録をしたとき。

二 第十七条の二十一の規定による届出があつたとき。

三 前条の規定により分析機関の登録を取り消し、又は分析業務の停止を命じたとき。

第四章 雜則

(揮発油の使用の節減のための措置)

第十八条 経済産業大臣は、揮発油の使用の節減を図るため必要があると認めるときは、内外の石油事情に応じ、揮発油販売業者の営業日の制限又は営業時間の短縮の実施に関する事項を定めて、これを公表することができる。

2 経済産業大臣は、揮発油販売業者が前項の規定により公表された事項を実施しない場合において、これに公表することができる。

3 経済産業大臣は、前項の規定による勧告を受けた揮発油販売業者が正当な理由なくその勧告することができる。

従わなかつた場合において、これを放置することにより揮発油の使用的節減を図ることが著しく困難となり、内外の石油事情に照らしこのような事態を解消するため特に必要があると認めるときは、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、当該揮発油販売業者に対し、当該勧告に係る措置を執るべきことを指示することができる。

(帳簿の記載)

第十九条 挥発油販売業者は、経済産業省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿を備え、揮発油の分析に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 挥発油生産業者、軽油生産業者、灯油生産業者、重油生産業者、第十七条の四第二項(第十七条第三項、第十七条の十第三項又は第十七条の十二第三項)において準用する場合を含む。)

の規定により確認を行うべき者、揮発油特定加工業者及び軽油特定加工業者は、経済産業省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿を備え、揮発油、軽油、灯油又は重油の品質の確認に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

3 挥発油輸入業者、軽油輸入業者、灯油輸入業者及び重油輸入業者は、経済産業省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿を備え、揮発油、軽油又は重油の品質の確認に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

4 第十七条の六第一項(第十七条の七第二項又は第十七条の九第二項)において準用する場合を含む。)の規定により表示を行う揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者は、その業務に関する帳簿を備え、その販売する揮発油、軽油又は灯油の品質の確認に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

5 登録分析機関は、経済産業省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿を備え、揮発油、軽油、灯油又は重油の分析に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告徵収及び立入検査)

第二十条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、揮発油販売業者、軽油販売業者、灯油販売業者、重油販売業者、揮発油生産業者、軽油生産業者、灯油生産業者、揮発油輸入業者、軽油輸入業者、灯油輸入業者、重油輸入業者、第十七条の四第二項(第十七条の八第三項、第十七条の十第三項若しくは第十七条の十二第三項)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により確認を行いうべき者、揮発油特定加工業者、軽油特定加工業者又は登録分析機関に對し、その業務に関する帳簿を備え、その販売する揮発油、軽油又は重油の品質の確認に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、揮発油販売業者、軽油販売業者、灯油販売業者、重油販売業者、揮発油生産業者、軽油生産業者、灯油生産業者、重油生産業者、揮発油輸入業者、軽油輸入業者、灯油輸入業者、重油輸入業者、第十七条の四第二項の規定により確認を行うべき者、揮発油特定加工業者又は軽油特定加工業者の事務所、給油所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り揮発油、軽油、灯油、重油その他の必要な試料を收取させることができる。

3 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録分析機関の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第二項及び第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(聴聞の特例)

第二十一条 経済産業大臣は、第十二条第二項、第十二条の七第二項又は第十二条の十四第二項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第十二条第一項若しくは第二項、第十二条の七第一項若しくは第二項、第十二条の十四第一項若しくは第二項又は第十七条の二十三の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害關係人が

(審査請求の手続きにおける意見の聴取)
当該聴聞に関する手続きに参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第二十二条 この法律の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、同法第十二条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。

2 前項の意見の聽取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聽取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。
 (経過措置)

第二十二条の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則)に関する経過措置を含む。」を定めることができる。

第五章 罰則

第二十三条 この法律の規定により經濟産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、經濟産業局長に行わせることができることとする。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十一条第二項、第十二条の七第二項又は第十二条の十四第二項の規定による命令に違反した者

第二十七条

第二十八条

第二十九条

第三十条

第三十一条

第三十二条

第三十三条

第三十四条

第三十五条

第三十六条

第三十七条

第三十八条

第三十九条

第四十条

第四十一条

第四十二条

第四十三条

第四十四条

第四十五条

第四十六条

第四十七条

第四十八条

第四十九条

第五十条

第五十一条

第五十二条

第五十三条

第五十四条

第五十五条

第五十六条

第五十七条

第五十八条

第五十九条

第六十条

第六十一条

第六十二条

第六十三条

第六十四条

第六十五条

第六十六条

第六十七条

第六十八条

第六十九条

第七十条

第七十一条

第七十二条

第七十三条

第七十四条

第七十五条

第七十六条

第七十七条

第七十八条

第七十九条

第八十条

第八十一条

第八十二条

第八十三条

第八十四条

第八十五条

第八十六条

第八十七条

第八十八条

第八十九条

第九十条

第九十一条

第九十二条

第九十三条

第九十四条

第九十五条

第九十六条

第九十七条

第九十八条

第九十九条

第一百条

第一百零一条

第一百零二条

第一百零三条

第一百零四条

第一百零五条

第一百零六条

第一百零七条

第一百零八条

第一百零九条

第一百一十条

第一百一十一条

第一百一十二条

第一百一十三条

第一百一十四条

第一百一十五条

第一百一十六条

第一百一十七条

第一百一十八条

第一百一十九条

第一百二十条

第一百二十一条

第一百二十二条

第一百二十三条

第一百二十四条

第一百二十四条の二

第一百二十四条の三

第一百二十四条の四

第一百二十四条の五

第一百二十四条の六

第一百二十四条の七

第一百二十四条の八

第一百二十四条の九

第一百二十四条の十

第一百二十四条の十一

第一百二十四条の十二

第一百二十四条の十三

第一百二十四条の十四

第一百二十四条の十五

第一百二十四条の十六

第一百二十四条の十七

第一百二十四条の十八

第一百二十四条の十九

第一百二十四条の二十

第一百二十四条の二十一

第一百二十四条の二十二

第一百二十四条の二十三

第一百二十四条の二十四

第一百二十四条の二十五

第一百二十四条の二十六

第一百二十四条の二十七

第一百二十四条の二十八

第一百二十四条の二十九

第一百二十四条の三十

第一百二十四条の三十一

第一百二十四条の三十二

第一百二十四条の三十三

第一百二十四条の三十四

第一百二十四条の三十五

第一百二十四条の三十六

第一百二十四条の三十七

第一百二十四条の三十八

第一百二十四条の三十九

第一百二十四条の四十

第一百二十四条の四十一

第一百二十四条の四十二

第一百二十四条の四十三

第一百二十四条の四十四

第一百二十四条の四十五

第一百二十四条の四十六

第一百二十四条の四十七

第一百二十四条の四十八

第一百二十四条の四十九

第一百二十四条の五十

第一百二十四条の五十一

第一百二十四条の五十二

第一百二十四条の五十三

第一百二十四条の五十四

第一百二十四条の五十五

第一百二十四条の五十六

第一百二十四条の五十七

第一百二十四条の五十八

第一百二十四条の五十九

第一百二十四条の六十

第一百二十四条の六十一

第一百二十四条の六十二

第一百二十四条の六十三

第一百二十四条の六十四

第一百二十四条の六十五

第一百二十四条の六十六

第一百二十四条の六十七

第一百二十四条の六十八

第一百二十四条の六十九

第一百二十四条の七十

第一百二十四条の七十一

第一百二十四条の七十二

第一百二十四条の七十三

第一百二十四条の七十四

第一百二十四条の七十五

第一百二十四条の七十六

第一百二十四条の七十七

第一百二十四条の七十八

第一百二十四条の七十九

第一百二十四条の八十

第一百二十四条の八十一

第一百二十四条の八十二

第一百二十四条の八十三

第一百二十四条の八十四

第一百二十四条の八十五

第一百二十四条の八十六

第一百二十四条の八十七

第一百二十四条の八十八

第一百二十四条の八十九

第一百二十四条の九十

第一百二十四条の九十一

第一百二十四条の九十二

第一百二十四条の九十三

第一百二十四条の九十四

第一百二十四条の九十五

第一百二十四条の九十六

第一百二十四条の九十七

第一百二十四条の九十八

第一百二十四条の九十九

第一百二十四条の一百

第一百二十四条の一百一

第一百二十四条の一百二

第一百二十四条の一百三

第一百二十四条の一百四

第一百二十四条の一百五

第一百二十四条の一百六

第一百二十四条の一百七

第一百二十四条の一百八

第一百二十四条の一百九

第一百二十四条の一百十

第一百二十四条の一百十一

第一百二十四条の一百十二

第一百二十四条の一百十三

第一百二十四条の一百十四

第一百二十四条の一百十五

第一百二十四条の一百十六

第一百二十四条の一百十七

第一百二十四条の一百十八

第一百二十四条の一百十九

第一百二十四条の一百二十

第一百二十四条の一百二十一

第一百二十四条の一百二十二

第一百二十四条の一百二十三

第一百二十四条の一百二十四

第一百二十四条の一百二十五

第一百二十四条の一百二十六

第一百二十四条の一百二十七

第一百二十四条の一百二十八

第一百二十四条の一百二十九

第一百二十四条の一百三十

第一百二十四条の一百三十一

第一百二十四条の一百三十二

第一百二十四条の一百三十三

第一百二十四条の一百三十四

第一百二十四条の一百三十五

第一百二十四条の一百三十六

第一百二十四条の一百三十七

第一百二十四条の一百三十八

第一百二十四条の一百三十九

第一百二十四条の一百四十

第一百二十四条の一百四十一

第一百二十四条の一百四十二

第一百二十四条の一百四十三

第一百二十四条の一百四十四

第一百二十四条の一百四十五

第一百二十四条の一百四十六

第一百二十四条の一百四十七

第一百二十四条の一百四十八

第一百二十四条の一百四十九

第一百二十四条の一百五十

第一百二十四条の一百五十一

第一百二十四条の一百五十二

第一百二十四条の一百五十三

第一百二十四条の一百五十四

第一百二十四条の一百五十五

第一百二十四条の一百五十六

(揮発油販売業の登録に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正後の揮発油等の品質の確保等に関する法律(以下「新法」という。)第二条第四項に規定する揮発油販売業を行つてゐる者(この法律の施行前に同項に規定する揮発油販売業に該当する事業でこの法律による改正前の揮発油等の品質の確保等に関する法律第二条第三項に規定する揮発油販売業に該当しないものを行つてゐた者に限る。)は、この法律の施行の日から六十日間は、新法第三条の登録を受けないで、新法第二条第

四項に規定する揮発油販売業を行うことができる。その者がその期間内に当該事業について新法第三条の登録を申請した場合において、その登録をする旨又はその登録を拒否する旨の通知を受ける日までの間についても、同様とする。

2 前項に規定する期間における新法第十二条第二項、第十三条、第十四条、第十六条、第十七条の二、第十七条の二第一項、第十八条、第十九条第一項及び第四項並びに第二十条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「揮発油販売業者」とあるのは、「揮発油販売業者(揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第五十号)附則第二条第一項の規定によりその事業を行ふことができる」とされた者を含む。」とする。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一五年六月一日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 第十三条の規定 公布の日

(罰則の適用に関する経過措置)

第十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一六年四月二一日法律第三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書(以下「第二議定書」という。)が日本国について効力を生ずる日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 次条から附則第六条まで、附則第十二条、第十四条、第十六条及び第十九条の規定 施行日前の政令で定める日

(揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 第二条の規定による改正後の揮発油等の品質の確保等に関する法律(以下「新品質確保法」という。)第十七条の十二第五項の規定は、施行日前に重油生産業者等が販売した重油については、適用しない。

(揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 新品質確保法第十七条の十二第一項において準用する新品質確保法第十七条の三第二項又は新品質確保法第十七条の十二第二項若しくは第三項において準用する新品質確保法第十七条の四第三項の登録を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行うことができる。

(揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 この法律の各改正規定の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした処分、手續その他の行為であつて、この法律による改正後によつてした処分、手續その他の行為とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十九条 附則第二条から第十三条まで、附則第十五条及び前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定めることができる。

(施行期日)

第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一〇年五月三〇日法律第四八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日起算して六月を超えない範囲内において政令で定め

第二条 この法律による改正後の揮発油等の品質の確保等に関する法律(以下「新法」という。)第十二条の二又は第十二条の九の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。

2 新法第十七条の四の二第一項（新法第十七条の八第四項において準用する場合を含む。）の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新法第十七条の十八第一項の規定による業務規程の届出についても、同様とする。

（登録分析機関に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際に旧法第十七条の八第一項において準用する旧法第十七条の三第二項（以下「旧法」という。）第十七条の三第二項又は第十七条の四第三項の登録を受けている者は、当該登録の有効期間の残存期間に限り、新法第十七条の四の二第二項の登録を併せて受けているものとみなす。

2 この法律の施行の際に旧法第十七条の八第一項において準用する旧法第十七条の三第二項又は旧法第十七条の八第二項若しくは第三項において準用する旧法第十七条の四第三項の登録を受けている者は、当該登録の有効期間の残存期間に限り、新法第十七条の八第四項において準用する新法第十七条の四の二第二項の登録を併せて受けているものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二十六年六月一三日法律第六九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄	
別表（第十七条の十三、第十七条の十五関係）	分析の区分
一 撥発油販売業者の委託に係る撲発油の分析 二 撲発油生産業者、撲発油輸入業者、第十七条の四第一項において準用する第十七条の四第二項の規定により確認を行なうべき者又は撲発油特定加工業者の委託に係る撲発油の分析 三 軽油生産業者、軽油輸入業者、第十七条の八第三項において準用する第十七条の四第二項の規定により確認を行なうべき者又は軽油特定加工業者の委託に係る軽油の分析	一 機械器具 二 原子吸光分析計 二 微量電量滴定式酸化法試験器 酸水素炎燃焼式試験器 紫外蛍光法試験器 波長分散型蛍光X線装置 ガスクロマトグラフ ガム試験器 三 ハロイドガス試験器 波長分散型蛍光X線装置 ガスクロマトグラフ ガム試験器 四 ロイドガス試験器 放射線式励起法分析計 燃焼管式酸素法試験器 紫外蛍光法試験器 波長分散型蛍光X線装置 セタン価試験装置 密度計 五 常圧蒸留試験器 波長分散型蛍光X線装置 セーポルト色試験器 ボンベ式質量法試験器

五 重油生産業者、重油輸入業者又は第十七条の十二第三項において準用する第十七条の四第二項の規定により確認を行なうべき者の委託に係る重油の分析	四 灯油生産業者、灯油輸入業者又は第十七条の十二第三項において準用する第十七条の四第二項の規定により確認を行なうべき者の委託に係る灯油の分析
ハ ロ ポ ベ	イ ロ ニ ハ ニ ハ ニ ロ
波長分散型蛍光X線装置 セーポルト色試験器 ボンベ式質量法試験器	一 次に掲げる機器のうちいずれか一つの機器 微量電量滴定式酸化法試験器 酸水素炎燃焼式試験器
波長分散型蛍光X線装置 セーポルト色試験器 ボンベ式質量法試験器	二 次に掲げる機器のうちいずれか一つの機器 微量電量滴定式酸化法試験器 酸水素炎燃焼式試験器
波長分散型蛍光X線装置 セーポルト色試験器 ボンベ式質量法試験器	三 ロ イ ニ ハ ニ ハ ニ ロ ト ヘ ホ ニ ハ ニ ハ ニ ロ ニ ハ ニ ハ ニ ハ ニ ロ イ ニ ハ ニ ハ ニ ハ ニ ロ セ タ ナ ピ ッ テ ム 密 度 計